

# 八代おもいやりネット規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は八代おもいやりネット（以下、「本会」という。）と称し、事務所を八代ふれあいセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、八代地区住民の範囲（以下、「地区」という。）における共通の課題解決を図り、地域コミュニティの構築のため地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関する事
- (2) 地区の相互交流・親睦に関する事
- (3) 地区と行政機関との連携に関する事
- (4) その他目的達成に必要な事

## 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会は運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は代議員により構成する。

2 総会は会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。

- (2) 役員の選任・解任に関すること。
  - (3) 規約に関すること。
  - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

#### (役員会)

- 第7条 役員会は監事を除く役員をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (部会)

- 第8条 本会に部会を置く。
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員（以下「コミュニティ委員」という。）は、各区から比例配分により選任された者をもって構成する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により選任する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会は、次のとおりとする。
- (1) コミュニティ振興部（地域振興・防災・福祉）
  - (2) コミュニティ育成部（文化推進・体育推進）

#### (運営会議)

- 第9条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。
- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

### 第3章 代議員

#### (代議員)

- 第10条 代議員は、各区から比例配分により選出された者とする。

#### (代議員の任務)

- 第11条 代議員は、総会又は臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 会長      | 1名   |
| (2) 副会長(会計) | 1名   |
| (3) 理事(区長)  | 9名   |
| (4) 監事      | 2名   |
| (5) 部会長     | 各部1名 |
| (6) 副部会長    | 各部1名 |

2 会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第14条 役員は、総会において選出する。

(役員の任務)

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 財務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この規約は平成29年3月22日から施行する。

\* 比例配分の詳細は次のとおりとする。

第8条 コミュニティ委員 計 33名

区名	藤井区	奈佐路区	谷区	中区	猪爪区	八代区	河江区 小河江区 大岡区
コミュニティ委員	6	6	4	4	4	6	3
振興部 17名	3	3	2	2	2	3	2
育成部 16名	3	3	2	2	2	3	1

・振興部は必ず1名は女性を選出すること。

・育成部は3名選出の区は女性を1名選出すること。

第10条 代議員 25名

区名	藤井区	奈佐路区	谷区	中区	猪爪区	八代区	河江区 小河江区 大岡区
代議員	5	5	3	3	3	5	1